

第52回すみよし区民まつり、フリーマーケット出店者募集要項

第52回すみよし区民まつりでは地域のまつりとして、出演・出展（店）者を募集します。

①開催概要

□開催日時

令和8年10月24日（土）10:00～15:00（雨天開催、一部催しは中止）

＊ただし、天候などの状況により、予告なく変更・中止する場合があります。

□開催場所

沢之町運動場、錦秀会住吉区民センター、住吉区役所周辺

②募集概要

□出展（出店）時間（すみよし区民まつり当日）

10:00～15:00（準備・撤収時間等のぞく）

＊早期終了・延長しての販売はできません。

販売等開始時間は、開催宣言終了後とします。

□出演・出展（店）条件

- ・すみよし区民まつりの趣旨を理解し、賛同すること。
- ・住吉区に在住、在勤、在学、活動していること（※グルメ・キッチンカーは一部区外も可）
- ・代表者および責任者が18歳以上であること。
- ・生業とするプロ業者による出演・出展（店）ではないこと（※グルメ・キッチンカーは除く）
- ・出展（店）に対して責任を持ち、出展（店）後のクレームにも真摯に対応できること。
- ・宗教活動や政治活動を目的としないこと。／暴力団関係者ではないこと。
- ・法令を遵守し、公序良俗に反しないこと（※大阪市暴力団排除条例等により、暴力団関係または公序良俗に反するおそれがある場合の参加は不可。該当時は決定後でも即時取消します）
- ・上記に違反または主催者が不適当と判断した場合、即時の出演・出展（店）の中止、また次回以降の出演・出展（店）をお断りすることがあります。

□出展(店)者の責任・管理・補償について

- ・出演・出展（店）に伴うトラブルは出演・出展（店）者が一切の責任を負い、不慮の事態は主催者と協議のうえ対応してください。
- ・商品、現金、持込物品等は出店者が管理・保護し、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等の損害について、主催者は補償・責任を負いません。

③出店条件および当日の運営について

□出店場所・ブース仕様

- ・出店場所と配置は主催者が決定します。位置の指定や変更の要望には応じかねます。
- ・1ブースの大きさは『幅 3.0m×奥行 3.0m』です。
- ・テントやシートの基本装備、PR 用の掲示物等は各自で準備ください。
- ・車両の乗り入れはできません。

□駐車・周辺施設への配慮

- ・スーパー万代、ツルハドラッグおよび私有地への迷惑駐車は、重大なトラブルの原因となるため、絶対におやめください。

□その他

- ・両替はできません。つり銭等は各自で準備してください。

④申込・決定等に関する流れ

□募集ブース数・応募条件

- ・募集ブースは若干数です。
- ・同一団体または同一人物による複数応募はご遠慮ください。

□申込方法・提出期限

- ・申込締切は 7 月 15 日（水）です。
- ・申込みには、別紙の申込書および誓約書の提出が必要です。
- ・持参する場合は締切日 17 時 30 分まで、郵送の場合は締切日の消印有効です。
- ・各様式は、第 52 回すみよし区民まつり特設サイトからもダウンロードできます。
- ・虚偽の記載が判明した場合、申込みは無効とします。

□開催協力金の支払い・返金

- ・開催協力金は 4,000 円です。すみよし区民まつりの運営経費に充当します。
- ・開催協力金は、9 月開催予定の参加者説明会時にお支払いください。
説明会に参加できない場合は 10 月 1 日（木）までにお支払いください。
- ・指定期日までに開催協力金のお支払いがない場合は、当日の参加をお断りします。
- ・区民まつり 2 日前(10 月 22 日)までに中止となった場合を除き、開催協力金の返金はありません。

□申込後のキャンセル

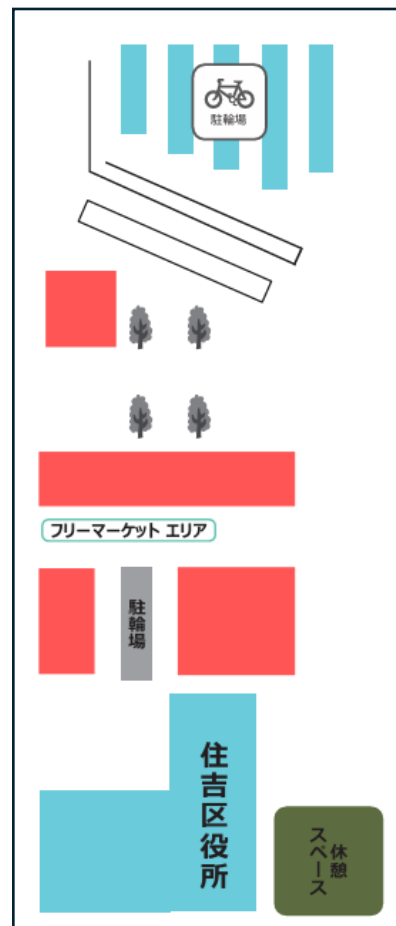
- ・原則として、申込み後のキャンセルはできません。

□出店者の決定・結果通知

- ・出店者は抽選により決定します。
必要に応じて問い合わせする場合があります。
- ・結果は令和 8 年 8 月上旬までに応募者全員へ郵送で通知し、特設サイトにも掲載します。
- ・抽選結果に関する問い合わせや異議申し立てには、一切お答えできません。

□提出書類・個人情報の取扱い

- ・提出書類は主催者が厳重に管理し、出店者の選定用途に限り使用します。
- ・個人情報は、正当な理由なく第三者へ開示、譲渡または貸与しません。
- ・提出書類は返却しません。



※配置イメージ

□写真の広報利用

- ・ 出店している様子の写真を広報等で使用する場合があります。
- ・ 使用不可の場合は、申込時にお知らせください。

□応募にかかる費用負担

- ・ 応募にかかる費用は、申込者の負担とします。

⑤出店者説明会・提出物・スケジュール

□出店者説明会

出店が決定した方を対象に、出店者説明会を開催しますので必ず出席してください。

日時：9月16日（水）と19日（土）15：00～15：45

場所：錦秀会住吉区民センター 集会室4

フリーマーケット出店場所の抽選は9月16日の説明会にて実施します。

※抽選に参加できない場合は事務局にて代理抽選を行います。

19日の説明会に参加される方は、16日に実施した抽選結果に基づく場所のご案内となります。

参加者はいずれか1回にご参加ください。

※どちらか1回の参加で必要な説明を受けたものとします

なお、説明内容は両日とも同一であり、重複して参加いただく必要はありません。

説明会は30分程度を予定しています。

終了後15分程度、開催金支払いの時間を設けますので、忘れずにお支払いをお願いします。

どちらの説明会にもご参加いただけない場合は、事前送付資料をご確認のうえ、必要書類の返送および開催金の支払いを事務局指定の期限（10月1日）までに完了いただきますようお願いします。

なお、期限までに上記の手続きが完了していない場合は、出演・出展・出店いただくことができませんのでご了承ください。

□スケジュール ※予定

7月15日（水）：申込締切

7月下旬～8月上旬：実行委員会にて出店者を決定。

※当選・落選にかかわらず連絡します。

9月16・19日（水・土）：出店者説明会

※対象者は必ず出席してください。なお、都合により日程を変更する場合があります。

■⑥出店に関するルール

□販売価格

- ・ 販売価格は、原材料費や通常価格を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定としてください。

□販売物について

- ・ 盗品、コピー品、模倣品、ブランド品、販売に許可・届出等が必要なもの、自家製加工食品、酒

類、たばこ、医薬品、要冷蔵品、生き物、金券類、危険物、その他法令に違反するものまたは公序良俗に反するものは販売できません。

□ブース責任者について

- ・申込者本人がブース責任者として出店してください。代理出店はできません。
必要に応じて、運転免許証等の本人確認書類の提示を求める場合があります。
- ・開催時間中は、ブース内に必ず1名以上が常駐し、来場者対応、販売管理、主催者からの連絡対応を行ってください。

□会場内での禁止事項・ごみ処理

- ・電源設備および火器の使用は不可。
- ・拡声器、マイク等による宣伝や、騒音とみなされる音響設備の使用は禁止です。
- ・ブースで発生したごみは、主催者の指導に従い、出店者の責任で適切に処理してください。
- ・会場内は、喫煙所以外禁煙です。喫煙は所定の喫煙所をご利用ください。
- ・周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為等は禁止です。
- ・所定ブース以外での販売および看板等の設置。
- ・ブース外へのはみだしは控えてください。

【荒天時の対応について】

本イベントは、荒天が見込まれる場合、安全確保のため日程変更または中止とすることがあります。判断の基準は以下のとおりです。

22日（設営日1日目）：大雨・洪水等の警報により設営が困難な場合は、設営日程を順延します。

23日（設営日2日目）：警報により設営の見通しが立たない場合は、開催中止を決定・発表します。

24日（開催当日）：午前7時の時点で大雨・洪水等の警報が発令されている場合は、開催中止を決定・発表します。警報がない雨天の場合は、エリアごとに開催可否を判断します。

24日（開催中の降雨や荒天）：状況により、エリアごとに開催・中止を判断する場合があります。

中止が決定した場合は、関係者へ速やかにご連絡するとともに、会場に中止の掲示を行います。

■主催

第52回すみよし区民まつり実行委員会／住吉区役所

■問合せ先

【受託事業者】 （一財）大阪市コミュニティ協会 住吉区支部協議会

【住所】 〒558-0042 大阪市住吉区殿辻1-3-14 リベルテコーポ保澤102号

【TEL】 090-6601-5390

【Mail】 maturisumiyosi@gmail.com

【区民まつり特設サイト】 <https://osakacommunity.com/sumiyoshi/matsuri/>

第52回すみよし区民まつり【フリーマーケット】出店申込書（裏面あり）

① 団体情報

ふりがな			
出店団体名			
ふりがな			
代表者名			
住所	〒		
代表者携帯 電話番号		メールアドレス	※キャリアメール・icloud不可
住吉区 との関係性	☐ 在住、 ☐ 在勤、 ☐ 在学、 ☐ 区内活動 例：区内在住、区内店舗勤務、区内学校に在学、区内で活動している団体 などを記入		

② 当日責任者

※資料送付・内容確認または緊急連絡時に使用 ①の代表者と同じ場合は②の記入不要

ふりがな			
代表者名			
住所	〒		
代表者携帯 電話番号		メールアドレス	※キャリアメール・icloud不可

参加時の写真を広報・其他媒体で使用するについて

☐ 了承する ☐ 了承しない

③ 出店概要・内容詳細（※プログラムに記載する内容で記入）

販売価格（おおよそ）	
出店内容詳細 商品内容 販売価格など	※販売予定の商品内容、数量、価格帯がわかるよう具体的に記入 例：子ども服、雑貨、手作りアクセリー等を販売。価格帯は100円～1,000円程度 など

※以下の書面を読んで承諾後、署名をお願いします

【提出先・問い合わせ先】

(受託事業者) (一財) 大阪市コミュニティ協会 住吉区支部協議会
〒558-0042 大阪市住吉区殿辻 1-3-14 リベルテコーポ保澤 102
電話：090-6601-5390 / メール：maturisumiyosi@gmail.com

誓 約 書

第52回すみよし区民まつり実行委員会・住吉区役所 御中

私は第52回すみよし区民まつりの出展・出店・出演へ応募するにあたり、以下の事項について誓約します。

記

- ①第52回すみよし区民まつりの趣旨を理解し、賛同します。
- ②募集要項の記載事項を熟読し、その内容を理解したうえで遵守します。また、協議事項においても実行委員会の判断に従います。その際には、実行委員会に対していかなる損害賠償も求めません。
- ③出展・出店・出演にあたり発生した事故に起因する全ての事項については、出展・出店者が責任を持って解決し、実行委員会に一切の賠償などの請求は行いません。
- ④出展・出店・出演により出たゴミの処理については実行委員会の指導に従います。
- ⑤出展・出店・出演するにあたり、関係法令（大阪市公園条例等）を遵守いたします。
- ⑥会場内においては、事業の安全運営を第一に、実行委員会より指示があった場合は速やかに指示に従います。
- ⑦実行委員会と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- ⑧大阪市暴力団排除条例を遵守し、また、個人・団体のメンバーについては、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に挙げるいずれにも該当しません。
 - 大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする 1：自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - 2：暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という）をした者
 - 3：前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - 4：暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 5：事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - 6：前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

住所：〒

団体名・会社名・店舗名：

代表者名(役職)：